

淀川部会「論点別ワーキンググループ」について

1．論点別ワーキングの目的と役割

中間とりまとめにおいて今後議論が必要と考えられる主要な論点について、議論の枠組みを整理し、結論を出すべきポイントや判断材料となる情報等を部会へ提起し、部会全体の意識の共有、意思統一の支援を行う。

2．論点別ワーキンググループの構成

第2回淀川部会検討会（5/11）において、以下の4つのワーキンググループが設立された。論点別ワーキングは、原則として委員のみの会議とする。メンバーは下記の通り（下線はリーダー）である。

< 論点及びメンバー >

1. 水需要管理・水利権
：荻野委員、寺田部会長、原田委員、榎村委員、渡辺委員
2. 高水敷の利用問題（本来の川らしさ）
：紀平委員、有馬委員、塚本委員、榎村委員、榎屋部会長代理
3. 洪水防御、防災（ダム問題含む）
：榎屋部会長代理、今本委員、大手委員、小竹委員、山本委員
4. 環境、水質（ダム問題含む）
：川上委員、田中委員、谷田委員、長田委員、山岸委員、和田委員

3．論点別ワーキングの検討内容

第3回淀川部会検討会（5/18）における各ワーキンググループの検討内容を次項以降に示す。

（資料5-1、5-2に寺田部会長、荻野委員から提供していただいた水需要管理・水利権等に関する資料についても参照下さい）

1 . 検討の概要

水需要管理の概念整理を行った。需要の中味の検討が必要である。

水利権について、考え方や問題点を整理した。漁業権についても意見があった。環境用水について意見があった。例えば、大川・寝屋川等への浄化用水（汚濁希釈水）は、疑問がある。（新淀川の）自然回復のために利用すべきではないか。

高水敷利用・洪水防御・環境等 WG との関連することも多い。

河川整備計画に盛り込まれる、ハード面の整備とソフト面の整備の両面で「水需要管理」を考える必要がある。「水需要管理」を強調して論じる。

河川管理者からの質問と意見については、後日、改めて検討する。それぞれの項目毎に回答すると言うより、部会の考え方をとりまとめて、包括的に回答をする必要がある。

「中間とりまとめ」に対する共通認識を、部会委員において確認することが大切で、そのための論点別の整理と部会の検討会を持つことが必要と認識された。論点別に、論点整理して次回の検討会に「論点別 WG 結果」を作成することとなった。

2 . 主な検討結果

WG 検討の中心は水需要管理の概念整理と水利権とは何かと言うことになった。供給管理から需要管理への転換の意義について検討された。

なお、需要管理について、参考となる資料等の提出が求められたので、次回に準備することになった（参考資料）。

(1) 水需要管理の概念について

) 利水部門には農業用水・上水道・工業用水・（発電用水）と正常流量（河川維持用水）がある。

) 用水を供給するために、それぞれの部門毎の必要量を合計して、利水管理の基本諸量としている。

) 現在の利水管理の対象となった計画時点と、今日では産業構造や社会的変化があり、上記の需要量と実際の必要量との間に乖離が生じている、と言う認識である。

) 農業用水の需要実態と取水量が分からないこと、はどうか。

) 上水道・工業用水についても再検討が必要である、と認識された。

)河川の正常流量(河川維持用水)について、生態系保全の観点から質問があった。

)需要管理のあり方について、「河川整備計画」に反映されるべき点

. 現在の水需要量の積み上げが実態を反映しているかどうか

. 実際の操作管理において、供給管理から水需要管理に切り替えること、を提案する。

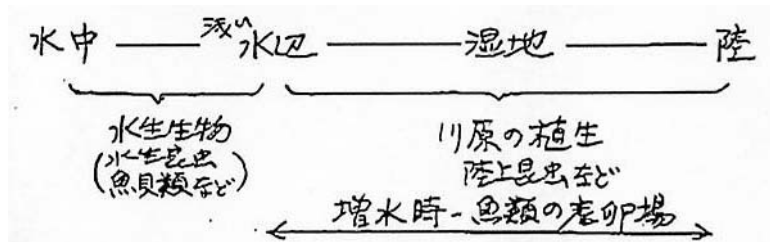
(2) 水利権の考え方と問題点

水利権についても分からないことが多いので、概念整理する必要があり、引き続き検討する。

以 上

高水敷問題は「本来の川らしさとは何か」について、しっかり考えることで、おのずと回答は生まれる。

- (1) 川は水が作り出すものである。
- (2) 川はつねに動的に変化し、生き物のようなものである。
 - ・蛇行、瀬や淵、砂州などは誕生～成長～消滅、また移動などをくり返している。
- (3) (2)の動的変化は生き物の多様化を生み、川の生き物を育ててきた。
- (4) 川は昔から治水、利水のために人の手が加えられたり、利用してきた。そのために川らしさがかなり失われているところが多い。
- (5) 川の自然の回復は、自然の力にまかせ、人間が少し手を貸すというスタンスでいくことが大切。
- (6) 川が生物の多様性をどう担保するかを考えることが必要。
- (7) 「本来の川らしさ」を何で見るかというとき指標がある。そうすれば、おのずと川の利用の仕方も明確になる。
 - たとえば・水辺の在来植生が存続できるか。
 - ・在来魚がちゃんと生息しているか。
 - ・子供たちが川原、水辺の自然にどれだけ近づけるか(遊んでいるか)。川とのふれあい重視、魚とり、草野球など
- (8) 「川らしさ」で一番重要なところは、浅い水辺となだらかで広い川原である。

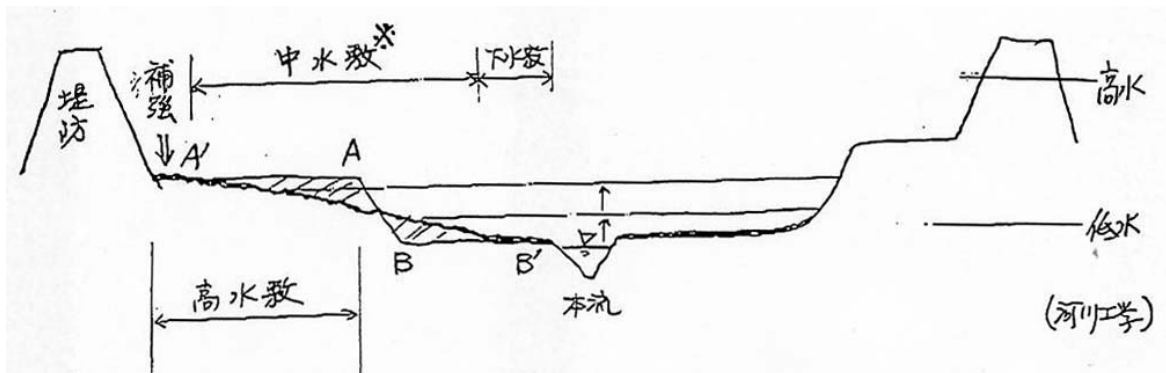


- (9) 人の利用も高水敷を中心とした利用ではなく、川全体を利用することが望ましい。
- (10) 現在、水域と高水敷の界が急に深くなっていて川に近づきにくい。
- (11) 狭い目的別のゾーニングではなく、人の多様な活動を許容するようなゾーニングであるべきである。

(12) 高水敷とは一体何なのか。どう捉えるべきかを十分議論すべきである。

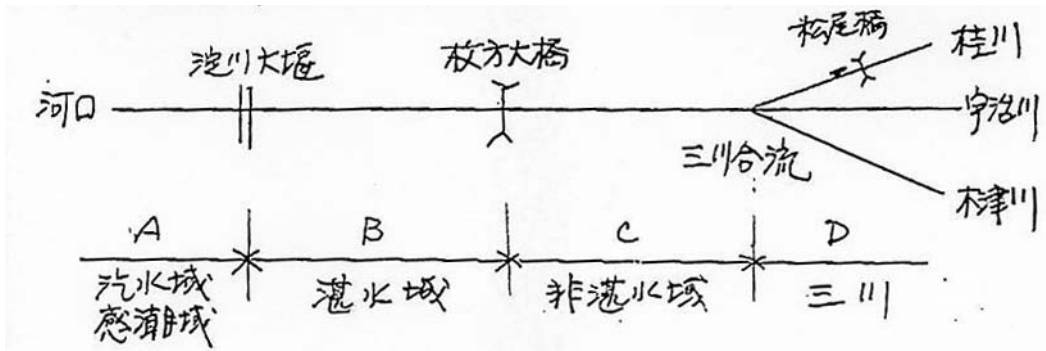
- ・高水敷という言葉は、いつ頃、どのような考え方で、どのようにして生まれたのか。
- ・高水敷は、本来寄り州や自然堤防のようなところであった、と思われる。
- ・いつの頃か人が埋め立てて利用することになった。
淀川では、昭和46年、河川基本実施計画の頃から
- ・高水敷には、水が上らなくなった。・・・時には水がかぶるようなことがあってもよいのではないか。
- ・高水敷は治水は大変役立っているが、川らしさからみるとマイナスである。
- ・当面高水敷が存在する限り、その利用の仕方について考えるべき。
- ・究極は、いま高水敷で利用しているようなことは、堤内地(川の外)に設けるべき、そして川幅を広げることが理想。
- ・堤防を強くし、ゆくゆくは高水敷を切り下げて、なだらかで複雑な中水敷(水辺移行帯、冠水帯、氾濫原、かく乱域)の広がる川原にかえていく。

A - BをA' - B'に



今後の委員会のとり組み

(1) 具体的な場所を例に取り上げて議論していくことが重要



- ・ 機械的な模式図で概念を論じることもよいが、場所を特定して、地図、写真、生物相などの資料を使って、また現地視察をして理解を深めることも大切。
- ・ 今すぐやれる所、やらなければならない所、中長期的に考えていく所、回復・復元については「本来の川らしさ」の理念を基本にする。
- ・ これまでに施工された箇所の紹介、効果が現れている例など
(例)松尾橋 右岸下流の水衡部工事(護岸と水制工)
- ・ いま施工中、進行中
(例)穂谷川(牧野)合流点のワンド再生
くずはワンド No.1 の再生 など

(2) 他省庁や流域自治体などの連携と理解が必要

< 治水・防災について >

治水・防災の基本的な事項

- ・ 水害を総て防止できるとは限らない。
- ・ 異常な洪水に対しては大きな被害が起こる可能性がある。
- ・ こういった観点から、洪水防御を考える。
- ・ 即ち、水害が発生するという前提のもとに、水害の危険性を周知徹底し、起こる被害を軽減する方策を実施する。
- ・ 水害発生時に関しては、平常時・災害発生時・復旧時に分けて危機管理を行う。
- ・ 200年に1回の降雨という想定の根拠を明確にする必要がある。

ダム・堤防について

- ・ 従来は、洪水防御に関して「ダム」「堤防」による対応をまず考えてきた。
- ・ 「ダム」「堤防」を全く否定するものではなく、今後は、いろんな選択肢を考えた上で、「ダム」「堤防」による対応は、最終的な手段と位置付ける。
- ・ 当面、堤防の強度を強くすることも必要である。

スーパー堤防

- ・ スーパー堤防については数多くの選択肢の一つと考えるべきである。

狭窄部

- ・ 下流部において、破堤回避等による水害防止が出来たとして狭窄部を簡単に開削してよいかどうか。十分な検討が必要である。

河道内遊水地

- ・ 積極的に採用する。

< 環境、水質 >

出席者：和田委員、田中委員、川上委員

論点別WG 主な意見

質問（８）「本来の川らしさ」について

- ・河川管理者からの質問の中で、この「本来の川らしさ」のような、今後の河川整備の重要な柱となるような概念については、現状の河川が「本来の川の姿とは言えない」との認識はあるものの、「本来、川はどうあるべきなのか」について明確な共通認識が形成されているとはまだ言えない。委員会との整合性も必要である。この「本来の川らしさ」については、河川管理者自身も考え、委員会、部会において議論を重ね、共通の認識を形成して行くべきである。
- ・「本来の川らしさ」のような単純に答えられない概念について、答えられなければダメだ、というのは問題である。委員会においてアダプティブマネジメントということが議論されているのも、自然を対象とする限り、これまでのように人の都合で単純に考え、対応することが、むしろ良くないと考えるからこそではないか。
- ・従来の省庁間の縦割行政のあり方が環境保全、とりわけ水質保全にとって障害となっている。河川法改正により「河川環境保全」が河川整備の重要な柱として位置付けられたので、今後は直轄区間に止まらず、流域を視野に入れて、流入河川の水質保全などの新たな課題について積極的に取り組むべきである。委員会では他の関係行政機関との連携の必要性をしきりに提案している。新たな仕組みを作って対応しなければならない。
- ・アメリカではダムを壊す等の動きが出てきている。これら外国の事例も情報として得る必要がある。

質問（３１）汽水域の水面利用

- ・流域委員会では自然の状態に戻すことを前提に進めてきているが、淀川大堰から下流についての水面利用については、現状として数百万人の人々が利用している。ある時期に全面的に禁止することは社会的に議論がある。水上バイクなどの正しい利用を前提として、遊びの部分を残すこともある種必要なのではないか。
- ・淀川大堰から下流についての水面利用については、海側からみれば川側のエゴともとれる。海側からの反論も予想されるが、むしろ問題提起となり、行政間の調整が行われれば望ましいのではないか。

質問（３３）河道内樹木

- ・河道内樹林については、リバーフロント整備センターが研究している。そのようなも

のも活用してはどうか。信州大学のもっている千曲川のデータなど参考になると思う。

質問(34)「砂利採取」

- ・ かつて盛んに行われた木津川や淀川本川での砂利採取はその後著しい河床低下を招き植生や生態系保全の上でさまざまな影響を及ぼしている。
- ・ 砂利採取については直轄管理区間だけでなく河川全体の問題としてみるべきである。
- ・ 砂利には水質浄化能力の他、魚類の産卵場所となるなど、水質保全、生物多様性の保障などの効果が著しい。

質問(35)「必用かつ十分な水量の確保」

- ・ 生物、生態系維持のための「必要かつ十分な流量」について、委員会は各種の条件下(降雨など自然条件、ダム操作など人為的条件等)における流量データを持っていないので、河川管理者自らが調査して対応すべきである。河川の流量は治水、利水、環境にまたがる大変重要な問題であり、総合的な調査を実施した上での対処が必要である。

質問(36)「総負荷量規制」

- ・ 現在のし尿や污水处理施設の放流基準は、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併浄化槽のいずれもBOD 20 mg / lである。また、窒素やリンを除去できる高度浄化施設が整備されているところは極めて少ない。処理水の放流先の河川は、大河川、中小河川、水路などさまざまであり、それらの希釈能力、自浄能力は多くの場合河川の流量、底質、自然の条件(植生、水生生物)による。河川の水質改善を一層進めるためには、今後は河川の規模に応じた総量負荷規制に変えて行くべきである。
- ・ 水質の観測ポイントについても従来の考え方を転換し、より実態に即した効果的な方法に改めるとともに、流域住民やNPOの参加や活用による新たな対応が必要である。

質問(37)「分流式下水道」(40)洪水時の水質改善

- ・ 下流の大都市では、古くから下水道整備に着手された経緯があり、下水道整備率100%と言っても合流式下水道が多い。つまり現状では、し尿や生活排水と、雨水や道路排水と一緒に処理されているため、浄化効率が大変悪い上に、大雨時には浄化処理されず大量の汚濁が一気に海に流出するという状態になっている。この方式を分流式下水道に転換するには莫大な費用と時間が必要だが、海域の水質保全に対する国民のコンセンサスが得られれば理解は得られるだろう。

部会検討会「環境、水質」についての説明要旨（和田委員）

- ・ 河川管理者の守備範囲外の問題（例えば2級河川、準用河川、普通河川、水路の汚濁等）についてどうするのが問題である。
- ・ 平成9年の河川法改正により、河川整備の目的に新たに「河川環境の保全」が盛り込まれた結果、直轄管理区間外の河川や水路の水質保全が課題となった。これまでの縦割行政を改めて、農林水産省、厚生労働省、環境省などの他省庁、地方自治体との情報交換や連携なくして直轄河川の水質保全はできない。

（倉田委員ご意見）

- ・ 直轄管理区間外の河口は河川の延長線上にあるものであり、ふれないわけにはいかないと思う。